



日常生活での不安への対応

市民後見人とは

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない親族以外の市民による後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)です。

市民後見人は、同じ地域に暮らす市民として、独り暮らしや頼れる親族のいない方をサポートし、日常生活上の不安に対応します。



活動実績

成年後見人			
現在	8件	累計	42件
保佐人			
現在	1件	累計	15件
補助人			
現在	1件	累計	1件
任意後見人			
現在	1件	累計	1件

当会へのお誘い

認知症の方であっても、今ある能力を生かし、その人らしい尊厳ある暮らしを実現していくために心を尽くす、後見活動は人を幸せにすると同時に自分自身の生きがいともなります。ぜひ入会して共に活動をしませんか？さまざまな経歴を持った方が在籍しています。

(2026年4月現在 会員数93名)

なお、私たちの会で実際に後見活動を行うには、原則として当会または品川区社会福祉協議会の「市民後見人養成講座」を受講していただく必要があります。どうぞお気軽に下記よりお問い合わせ下さい。また当会の運営に携わって下さる方もお待ちしております。

HPはこちらから→
[shiminkoukenninnokai.jp](http://www.shiminkoukenninnokai.jp)



メールはこちらから→
npokouken@gmail.com



特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014
東京都品川区大井1-15-1
品川成年後見センター分室3階
TEL 080-3912-3259
FAX 03-6303-8265
MAIL: npokouken@gmail.com
HP: <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

市民+後見人⇒ 市民後見人

…をご存じですか？



特別な資格を持たない私たち一般の市民でも、一定の知識を身につけ、家庭裁判所や専門機関等のサポートを受けることによって、認知症の高齢者など判断能力に不安のある方の権利や財産を守り(身上保護・財産管理)、生活を支援できる仕組みがあります。

これらの役割を果たすのが「市民後見人」です。

その人らしい暮らしに寄り添う



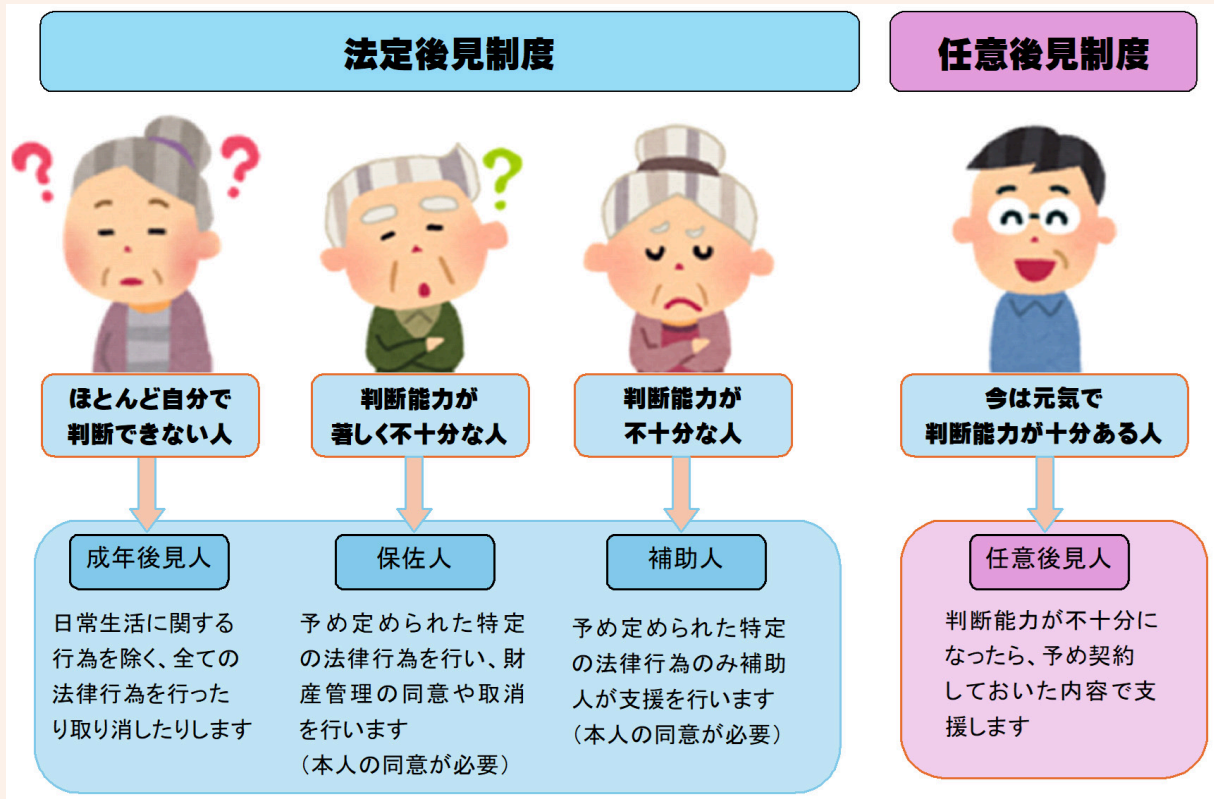
特定非営利活動法人 市民後見人の会

成年後見制度

※2026年4月現在、現行の成年後見制度を「使いやすい制度」に見直す方向で、民法改正の進められています。

成年後見制度とは認知症などにより判断能力が低下している高齢者や障害のある方たちの日常生活や財産、権利を守る制度です。守る人を「後見人」と言い、家庭裁判所から選任されます。

後見人には家族・親族、弁護士・司法書士等の専門家のほかに、一般市民が選任されることもあり、この人たちを「市民後見人」と言います。成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。



広報活動など

成年後見制度を多くの人たちに知ってもらうため、品川区主催の各種イベントや町会の集まり等に積極的に参加したり、認知症カフェの講師として広報活動を行っています。また普及活動として、更には新しい仲間たちを募るため、毎年市民後見人養成講座を主催し、これまでの受講生は600名を超えています。出前講座も開催していますので、どうぞお気軽にお声掛け下さい。

沿革

私たちは2006年11月に任意団体「市民後見人の会」として誕生し、2008年2月に法人登記をしNPO法人として活動を始めました。発足当初より、我が国での成年後見制度推進の先駆けとして知られる品川成年後見センター(品川区社会福祉協議会)とタッグを組んで活動を進めてきました。

私たちは「人に寄り添いその人の生活を支える」という理念のもと、後見業務を実際に行う「実践活動」を何よりも重視してきました。これまで58名の方たちに対する後見活動を行い(2026年4月現在)、一定の評価も得て内閣府の『平成24年度 高齢社会白書』にも私たちの活動が紹介されています。

活動の特徴

- ◇新人会員と経験者の二人一組で担当し、それを会として支えます。
- ◇生活支援・身上保護・財産管理など「人に寄り添い、その人を支える」という責任ある大事な仕事ですが、チームとして安心して取り組むことができるように努めています。
- ◇スキルアップのための研修や情報交換を図る担当者の勉強会等を定期的に行っています。

チームで支援します
(2026年4月)